

2022年8月公表
2022年9月1日改訂
ゴールドマン・サックス証券株式会社

**株主総会資料の書面交付請求に関する規定の新設に伴う
「株式等振替決済口座管理約款」の改訂について**

御高承のとおり、2019年12月11日付けで公布された改正会社法（2022年9月1日施行）により、発行会社が株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知する株主総会資料の電子提供制度が創設されます。

これに伴い、上場会社等（振替株式の発行会社）が2023年3月1日以降に開催する株主総会に係る株主総会資料については、すべて電子提供制度を利用することとされておりますが、株主は発行会社に対して書面交付請求を行うことにより、従来どおり株主総会資料を書面で受け取ることが可能とされています。

今般、上記制度の創設を踏まえ、(株)証券保管振替機構において、「株式等の振替に関する業務規程」及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」の改正に係る新旧対照表の公開が行われたため（<http://www.jasdec.com/system/less/rule/fee/index.html> をご参照）、弊社の総合取引約款の一部である「株式等振替決済口座管理約款」を改訂し株主総会資料の書面交付請求に関する規定を追加することといたしました。

具体的な変更内容は添付の新旧対照表をご参照ください。なお、内容につきましてご不明な点等ございましたら、担当営業員までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 株式等振替決済口座管理約款の新旧対照表（別紙1）

総合取引約款

第 3 章 株式等振替決済口座管理約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</p> <p>第 8 条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>1 <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知 (以下第 26 条において「総株主通知等」といいます。)</u></p> <p>2 <u>個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知</u></p> <p>3 <u>株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求 (第 22 条第 2 項に規定する書面交付請求をいいます。)</u></p> <p>(個別株主通知等の取扱い)</p>	<p>(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</p> <p>第 8 条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知 (以下第 26 条において「総株主通知等」といいます。)</u> 又は<u>個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知</u>のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(個別株主通知の取扱い)</p>

第 22 条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

2 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。

3 前 2 項の場合は、所定の料金をいただくことがあります。

第 22 条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

（新設）